

災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と MEIWA DRONE WORKS（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機による情報収集業務（以下「情報収集業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内で災害が発生し、無人航空機を利用した被災状況の確認が必要である場合において、無人航空機を利用し被災状況等の情報を収集することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲は乙に対し、情報収集業務として次の事項について協力要請をすることができる。

- （1）被災状況等の画像または動画の撮影およびデータ提供。
- （2）無人航空機の利活用に関する情報提供。
- （3）甲が実施する防災訓練等への参加。
- （4）その他、必要と認められる事項

2 協力の要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があり、業務実施における従事者の生命や身体の安全が確保できる場合及び無人航空機が安全に飛行できると判断される場合は、要請に応じるものとし、速やかに情報収集業務を実施する。

4 情報収集業務の場所及び期間等は、協力要請書（別記様式第1号）によるものとする。

（業務の実施）

第4条 業務責任者は、甲の指定する監督員の監督のもと、別に定める仕様書に基づき情報収集業務を行うものとする。

2 情報収集業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。

（費用の請求）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した情報収集業務の費用は、原則として甲が負担し、乙は業務完了後に甲に費用を請求できるものとする。

2 前項に規定する費用については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 第3条第1項第2号に基づく情報提供及び同条同項第3号に基づく訓練への協力については、原則、無償とする。ただし、実費で必要となる費用については、事前に甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月13日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県多気郡明和町大字坂本1420番地
MEIWA DRONE WORKS
代表 富内 正弥